

## 議員提出議案第7号

### 湯河原町議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び湯河原町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成23年9月15日提出

湯河原町議会議長 室 伏 重 孝 様

提出者	湯河原町議会議員	高 橋 延 幸
賛成者	同	山 本 俊 明
	同	室 伏 友 三
	同	露 木 寿 雄
	同	長 谷 川 俊 子
	同	原 田 洋
	同	土 屋 誠 一

#### (提案理由)

開かれた議会運営を目指し、委員会における議員以外の傍聴人の取扱いについて委員会に諮っていたものを委員長の下に改め、併せて字句等の整理をするため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

## 湯河原町議会委員会条例の一部を改正する条例

湯河原町議会委員会条例（昭和 33 年湯河原町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「2 年」を「、2 年」に改め、同項ただし書中「就任するまでは」を「選任されるまで」に改める。

第 7 条中「以下単に」を「以下」に改める。

第 8 条第 1 項中「以下単に」を「以下」に改め、同条第 4 項中「議長はこれを」を「、議長は、これを」に改める。

第 9 条第 3 項中「議長に報告し議長はこれを」を「、議長に報告し、議長は、これを」に改める。

第 10 条第 1 項ただし書中「議長」を「、議長」に改める。

第 13 条ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第 14 条第 2 項中「委員長」を「、委員長」に改める。

第 15 条の見出しを「(委員長及び委員の除斥)」に改め、同条中「事件」を「事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件」に改め、同条ただし書中「出席し」を「出席して」に改める。

第 16 条第 1 項中「議員は、随時委員会を傍聴することができる。その他の傍聴人については委員会に諮ってこれを定める」を「委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる」に改める。

第 17 条中「町長」を「、町長」に、「、その他」を「その他」に、「説明」を「、説明」に改める。

第 18 条第 1 項中「みだす」を「乱す」に改め、同条第 2 項中「終る」を「終わる」に改める。

第 21 条第 1 項中「委員会」を「、委員会」に、「本人」を「、本人」に改め、同条第 2 項中「かたよらない」を「偏らない」に改める。

第 22 条第 2 項中「聞こう」を「聴こう」に改める。

第 23 条中「対し」を「対して」に改める。

第 24 条ただし書中「この限りでない」を「、この限りでない」に改め

る。

第 24 条の 2 第 2 項中「参考人」を「、参考人」に、「聞こう」を「聴こう」に改め、同条第 3 項中「第 22 条（公述人の発言）」を「第 22 条」に、「第 23 条（委員と公述人の質疑）」を「、第 23 条」に、「第 24 条（代理人又は文書による意見の陳述）」を「第 24 条」に改める。

第 25 条及び第 26 条を次のように改める。

（記録）

第 25 条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

（会議規則との関係）

第 26 条 この条例で定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会議規則の定めるところによる。

第 27 条を削る。

別表中「8 人」を「7 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、湯河原町議会議員定数条例の一部を改正する条例（平成 23 年湯河原町条例第 7 号）の施行後初めて招集される湯河原町議会の招集の日から施行する。